

飲食店等の多言語メニュー作成支援及び多言語検索ウェブサイト構築等業務仕様書

1 業務名

令和6年度飲食店等の多言語メニュー作成支援及び多言語検索ウェブサイト構築等業務

2 目的

本県では、「食パラダイス鳥取県」の本格的な展開として、食によるインバウンド誘客促進を中心に、食の魅力発信や県産品のブランド力向上による販路開拓及び輸出強化を推進することとしている。

大阪・関西万博2025を契機に増加すると見込まれるインバウンド観光客に安心して飲食店を利用していただくことを目的として、飲食店等が簡便に多言語メニューを作成し、印刷できる日本語のウェブサイトシステムを構築するとともに、本システム上で登録した店舗やメニューの情報を多言語で公開するウェブサイトを構築することにより、インバウンド観光客の受け入れ環境の充実を図る。

また、ピクトグラムによりメニューの特徴を分かりやすく伝えることを可能とすることを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4 業務内容等

(1) 業務内容

- ① 多言語メニュー作成支援ウェブサイト（県内の飲食店等向け・Aサイト）の制作
県内の飲食店等が、簡便にWeb上で多言語によるメニューを作成し、作成したメニューを出力して店舗等で活用できる日本語のウェブサイトを制作する。
- ② 飲食店等多言語検索ウェブサイト（訪日外国人旅行者向け・Bサイト）の制作
本システム上で登録したメニューや店舗情報を7言語8種類の多言語（日本語、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、フランス語、タイ語、ベトナム語）で公開し、検索可能なシステムを制作する。
- ③ ①及び②のウェブサイトの運営、保守及び管理、マニュアルの作成
- ④ ①の登録促進及び②の普及啓発

(2) 構成

- ① 多言語メニュー作成支援ウェブサイト（県内飲食店等向け・Aサイト）
 - ア 利用規約ページ（規約に同意（誓約）した店舗等のみ登録画面にログインできる方式とすること。）
 - イ 県内の飲食店等が、多言語メニューを作成できるページ（メニュー1品1品に含まれる材料についてピクトグラム表示できること。）
 - ウ 多言語メニューを作成する手順を説明した操作マニュアルのページ（ダウンロード及び印刷を可能とすること。）
 - エ 一部宗教やベジタリアン、食物アレルギー等についての情報を掲載するページ
 - オ ピクトグラム一覧紹介ページ（ダウンロード及び印刷を可能とすること。）
 - カ 指差しで会話ができるコミュニケーションシート等、外国人との円滑なコミュニケーションを図るツールを掲載するページ（ダウンロード及び印刷を可能とすること。）
 - キ 利用者からの意見や問い合わせをオンライン上で受け付けるページ
- ② 飲食店等多言語検索ウェブサイト（訪日外国人旅行者向け・Bサイト）
 - ア 魅力あるトップページ（鳥取県の魅力ある食を効果的にPRするページ）
 - イ 宗教や食物アレルギー等に配慮したメニューや店舗情報を掲載するページ

(3) 制作にあたっての要件

【多言語メニュー作成支援ウェブサイト】（県内飲食店等向け・Aサイト）

- ① 基本要件
 - ア 日本語のウェブサイトとすること。
 - イ メニューの作成と変更等がシンプルかつ簡単に操作できること。
 - ウ 画像やイラスト等の挿入・変更が簡単にできること。

- エ メニュー項目にかかる単語数 7,000 語以上を提供し、飲食店等が要望する表現や組み合わせが実現できること。
- オ 飲食店等が新規登録する際にメールアドレスの登録を義務付け、登録者あてにシステム改修等の一斉案内に活用することを同意させること。
- カ 全体のレイアウト・デザインは、利便性及び調和性を重視し、それに必要な調整を行うこと。
- ② 多言語メニューの作成に係る翻訳言語
翻訳は、7 言語 8 種類（日本語、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、フランス語、タイ語、ベトナム語）に対応できること。
- ③ 機能
- ア メニュー作成機能
- (ア) 飲食店等が（3）②の言語に翻訳されたメニューを作成できるシステムを構築すること。
- (イ) 店舗情報としての項目は、以下のとおりとする。
店舗名、所在地、電話番号、エリア、店舗のジャンル、営業時間（定休日を含む）、アクセス（公共交通機関を利用して来店することを想定し、最寄りの駅及びバス停を表示する）、平均価格帯、外部サイト有無、喫煙可否・喫煙又は禁煙席情報、キャッシュレス対応の可否（利用可能なクレジットカード名等を表示）、フリーWi-Fi 利用の可否、洋式トイレの有無、食事制限や一部宗教上の習慣などに配慮した情報 等
- (ウ) 作成したメニュー等は、PDF 等の印刷用データとして取り出しが可能であること。
- (エ) ウェブページ（HTML）データ形式での保存（一時保存機能を含む）や確認が可能であること。
- イ 多言語翻訳機能
メニュー名等を日本語で入力し、翻訳したい言語を選択することで、翻訳結果が自動表示される辞書として利用できる仕組みを構築すること。
- ウ 編集管理機能
- (ア) 飲食店等が登録した店舗情報やメニュー内容を発注者が閲覧及び修正することを可能とすること。また、定型のメニュー名、組み合わせ用語、便利フレーズ、料理紹介等を直接更新できるウェブベースのシステムとすること。
- (イ) 飲食店等が登録した店舗情報やメニュー内容を更新する担当者向けに、編集用のユーザーID、パスワードを割り当て、発行すること。
- (ウ) メニュー等を簡単な操作で、追加、変更、削除できるようにする。
- (エ) 登録された情報等を区別して管理できる機能を付加すること。
- ④ メニュー項目の選定
- ア 県内飲食店等における食事・メニュー等の現状を把握した上で、多様化する訪日外国人旅行者のニーズを踏まえ、飲食店等及び訪日外国人旅行者のニーズに応えるメニュー項目を選定すること。
- イ メニュー名、組み合わせ用語、便利フレーズ、料理紹介については、1 言語あたり 7,000 語程度とする。なお、用語の選定に当たっては、食材や調味料等の素材、調理方法、メニュー名などの組み合わせ用語、産地等の補足用語、おすすめ等の補足用語も活用できることとすること。また、宗教上の習慣、ベジタリアン、食物アレルギー等への対応に配慮すること。
※ここでは「1 単語」、「1 フレーズ」又は「1 紹介文」を 1 語としてカウントする。
- ⑤ 翻訳
- ア 翻訳に当たっては、料理の専門家やネイティブスピーカーのチェックを受け、宗教や食習慣に配慮し、訪日外国人旅行者にとって違和感を覚えない表現、内容にすること。
また、表記の統一を図るとともに、対象言語の利用者に向けた適切な表現とするよう、ネイティブスピーカー及び日本語と当該言語のバイリンガル能力を有する者が、翻訳文章全体の調和等の観点も含めた検証を行うこと。翻訳に当たっては、文字化け及びレイアウト崩れ、不適正位置等の不具合を必ずチェックして修正すること。
- イ ウェブサイトの構築後も、翻訳結果に対して問題があると発注者が判断した場合は、再翻訳や翻訳者、ネイティブチェッカーの変更を指示することがあるので対応すること。
- ⑥ 食材等のピクトグラム（絵文字）

宗教上、「食べてはいけないもの」のある方々や、ベジタリアン、食物アレルギー等によって「食べられないもの」のある方々に向けて、料理等に使用している食材を示す「食材ピクトグラム（絵文字）」の図案を 35 種類以上作成し、メニュー作成時に利用できる仕組みとすること。なお、図案の中にはヴィーガン及びグルテンフリー等の図案も含めること。

図案については、著作権、商標権等の知的財産権の取り扱いについて十分注意し、第三者の権利を侵害することがないようにすること。なお、図案の一覧表について、以下の提出期限を厳守すること。

・図案提出期限 令和 7 年 1 月 31 日まで

⑦ 飲食店等の利用方法

鳥取県内の飲食店等は、本ウェブサイト上で利用者登録を行い、メニュー作成を可能とすること。また作成したデータは、途中保存及び内容の変更を可能とすること。

利用者登録に当たり、メールアドレス、電話番号を登録させ管理すること。

【飲食店等多言語検索ウェブサイト】（訪日外国人旅行者向け・Bサイト）

① 基本要件

ア ②の言語に対応したウェブサイトとすること。

イ 訪日外国人旅行者が鳥取県をイメージすることができるマークを掲載すること。

ウ 店舗情報の掲載ページは、テーマに該当する飲食店等のみ表示されるページとし、トップページに同ページへのリンクとなるバナーを掲載すること。また、【多言語メニュー作成支援ウェブサイト】に登録されたメニューや付帯する情報を検索、表示可能とすること。

エ 店舗情報の店名は、日本語と英語（ローマ字）で表示可能とすること。住所、電話番号、アクセス等の共通項目名は、②の言語での表示を必須とするが、各飲食店等の項目内容は、英語表示のみでも可とする。

オ 店舗情報は、店舗の営業状況やメニュー内容等について、最新の情報を発信できるようなメンテナンスを適宜行うこと。

② 言語

7 言語 8 種類（日本語、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、フランス語、タイ語、ベトナム語）に対応できること。

③ 機能

ア 検索機能

（ア）料理ジャンル別、現在地、エリア別及び食事制限（ハラール、ベジタリアン）などの検索機能を設けて店舗情報の検索を可能とすること。

（イ）複数の条件の組み合わせやフリーワード検索による店舗検索も可能とすること。

（ウ）検索結果の表示順は、属性などにに基づき、受注者若しくは発注者で設定可能とすること。

イ 承認機能

飲食店等から公開申請のあった内容について、受注者の審査・承認を得た後に反映させる機能を有すること。

ウ 地図表示機能

登録された店舗情報を Google MAP 等の地図上に表示できる機能があること。

④ 翻訳

【多言語メニュー作成支援ウェブサイト】⑤翻訳と同様とする。

(4) システムに関する要件

(7) システム開発業務の欄に記載のとおり。

(5) 運用保守業務

(8) 運用保守業務の欄に記載のとおり。

(6) 普及啓発

① 本ウェブサイトを利用する飲食店等は、地域、ジャンル（和、洋、中等）及び価格帯において可能な限りそれぞれが均等な店舗数とすること。

② 受注者は県内の飲食店等約 400 店舗に対し、普及啓発を行い、少なくとも 100 店舗以上に登録させること。

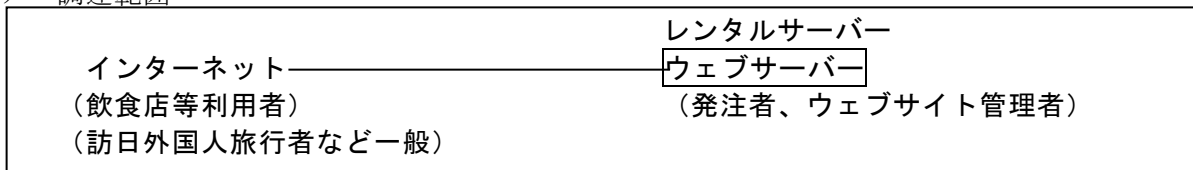
③ 登録申し込みの開始から先着 100 店舗のみ、登録作業の代行を受け付けること。

なお、代行入力する際には、登録店舗と調整の上、各メニューの料理名、金額、料理の写真を表示させること。また、原材料及び食品ピクトグラムについては、可能な限り表示することに努めるものとする。

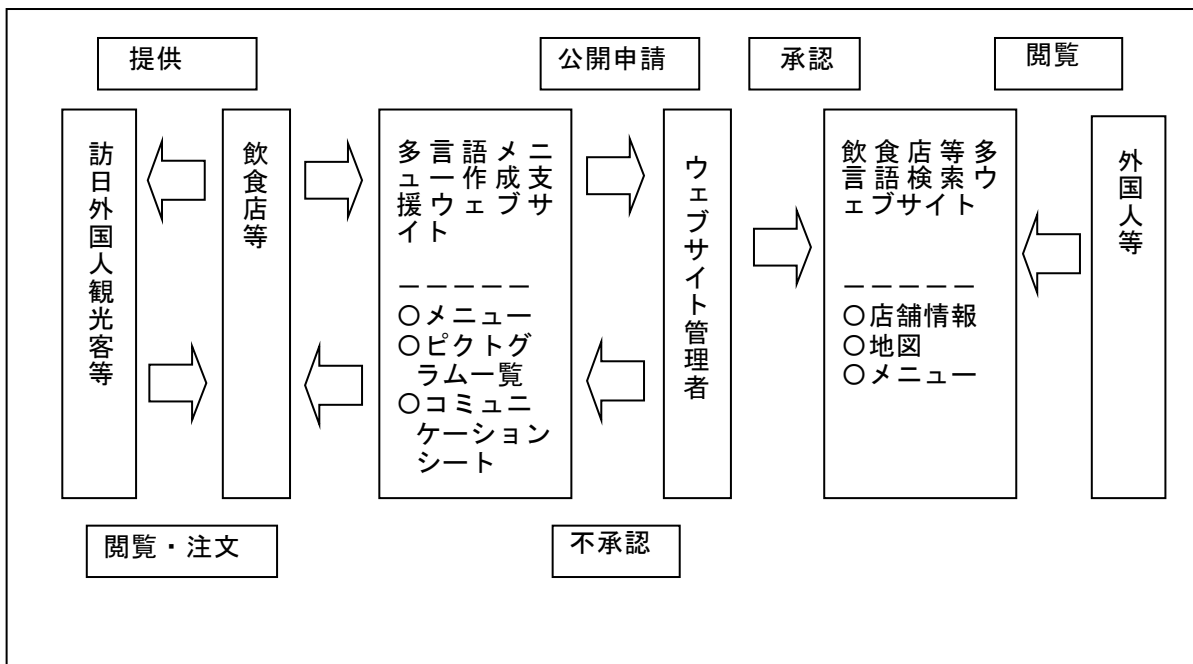
(7) システム開発業務

① ウェブサイトイメージ

ア 調達範囲



イ イメージ図



ウ ウェブサイトの利用者とアクセス区分

利用者	業務					アクセス区分
	ウェブサイトの編集	ホームページの企画管理	アカウントの管理	ホームページの閲覧	メニュー作成入力	
ウェブサイト管理者	○	○	○	○	○	運用保守受注者
発注者	○		○	○	○	発注者の職員等
飲食店等利用者				○	○	不特定多数の利用者
訪日外国人旅行者など一般				○		不特定多数の利用者

※1 飲食店等利用者とは「多言語メニュー作成支援ウェブサイト」を利用する者

※2 訪日外国人旅行者など一般とは「飲食店等情報検索ウェブサイト」を利用する者

エ 構築業務

(ア) ウェブサイトの構築及び構築に関する調整等は次のとおりとする。

- a システムの基本設計
- b システムのプログラム開発

- c システムの試験
 - (イ) ネットワークの設定及び疎通試験
 - a ハードウェアの調達（レンタルサーバー等）
 - b ソフトウェア・ライセンスの調達
 - c ハードウェアの設定・稼働確認
 - d ソフトウェアのインストール・設定・稼働確認
 - (ウ) システムの導入及び調整
 - a システム初期設定値、初期データの作成・設定
 - b 試験運用の対応
 - c 運用リハーサルの支援
 - d 本稼働への対応
 - (エ) 各種支援・調整等
 - a スケジュール調整等に関する打ち合わせ
 - b 発注者の職員との協議・調整
 - (オ) 進捗管理等
 - a 進捗・課題・変更管理
 - b 月 1 回程度、鳥取市内又はオンラインで打ち合わせの開催及び議事録の作成
 - (カ) ドキュメント作成
 - a ドキュメント作成方針及び管理方針の作成
 - b システム構築関連ドキュメントの作成
 - c システム運用・保守関連ドキュメント（情報セキュリティ実施手順書）の作成
 - d マニュアル等の作成
 - (キ) ウェブサイトのアクセス分析を容易に行うための仕組みを提供すること。なお、アクセス分析に当たって必要なアカウントを設定する場合、当該アカウントは発注者に帰属するものとする。
 - (ク) 利用者がウェブサイト画面を印刷した際、A4 縦長サイズに収まるようにすること。
- ② システムに関する要件
- ア 基本要件
 - (ア) 本システムで使用するソフトウェア及び技術については、特殊なものは避け、システムの拡張性、信頼性、他のシステムとの親和性等を考慮して、標準的な技術を用いること。
 - (イ) 表示項目の変更（名称変更、追加等）について、管理者の操作により対応できること。
 - (ウ) サーバー機器類
 - a 構成

当ウェブサイトの情報はインターネットで高速（回線の影響を除き、通常の場合においてストレスを感じない程度のレスポンス）かつ安定（サーバー稼働率 99.9%以上）した提供を可能とすること。
 - b 機器の設置条件

サーバー機器の設置場所は日本国内とする。また、地震、火災、浸水、洪水等に対する対策が行われるとともに、24 時間 365 日の監視体制が整備されるデータセンターとすること。
 - イ アクセス制限
 - (ア) 管理者システムの利用制限

受注者及び発注者等が管理システムに接続できる PC を限定した利用ができるようにすること。
 - ウ セキュリティ
 - (ア) 利用者登録に当たっては、二段階認証等、なりすまし防止の対策を講じること。
 - (イ) コンピューターウイルス等の被害を防ぐため、作業端末については、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、最新の定義ファイルを反映し、定期的にウイルススキャンを実施すること。
 - (ウ) 作業端末におけるウイルス対策ソフトウェアのライセンスは受託者で用意すること。
 - (エ) ウェブサーバーの構築にあたっては、最新のセキュリティパッチの適用、在知の脆弱性の排除など、適切なセキュリティ対策を行うこと。

エ 環境等

- (ア) 本システムのパソコンによる操作は、ウェブブラウザ上で操作可能とすることを基本とし、特定のウェブブラウザに依存しないこと。
- (イ) 基本的に、閲覧者のパソコンにプラグインのインストールを必要としないこと。
- (ウ) a Windows 上の FireFox、Safari、Chrome 及び Microsoft Edge（現時点のバージョンアップに対応すること）の各ブラウザにおいて各画面が設計どおりに正しく表示され、データ入力がこれらのいずれのバージョンにおいても支障なく適切に行えるものであること。
 - b 上記以外のウェブブラウザ上では正しく表示されない場合、トップページにおいて条件の表示を行うこと。
 - c 「飲食店等多言語検索ウェブサイト」については、ios 及び Android 上においても閲覧及び入力が可能なものとする。スマートフォン等でも閲覧できるようレスポンス対応とすること。
- (エ) サイトに掲載する情報は、インターネット高速かつ安定した提供を可能とすること。

オ バックアップ機能

バックアップに必要な機能を用意し、システムに障害が発生した場合は、バックアップの情報からシステムの復旧が行えるようにする。バックアップの取得は毎日行うこと。

カ 【多言語メニュー作成支援ウェブサイト】での入力、閲覧

家庭で用いる一般的なパソコンにより閲覧できるようにすることとし、専用回線や専用ソフトを要しないものとする。

キ 【飲食店等多言語検索ウェブサイト】での検索、閲覧

当該ウェブサイトでは、上記カに加え、スマートフォンやタブレットでの検索、閲覧を可能とすること。

ク ウェブサイトは、「多言語メニュー作成支援ウェブサイト」「飲食店等多言語検索ウェブサイト」の相互リンクをはじめ他のウェブサイトリンクを設定する予定であることから、リンク設定にて発生する運営者との技術的な調整に係る処理等を行うとともに、「多言語メニュー作成支援ウェブサイト」と「飲食店等多言語検索ウェブサイト」それぞれのリンク設定用のバナーを最低2種類以上ずつ作成すること。

ケ 本サイトの開設、管理、運用・保守等

閲覧者のニーズに対応した良好な閲覧環境を確保するために次のとおり本サイトの開設、管理、保守等を行うこと。

- (ア) IPA「安全なウェブサイトの作り方」を参考にし、全ページに SSL 対応を行うとともに、本サイトに係るウイルス対策、不正アクセス、改ざん防止等についての情報セキュリティ対策を講じること。
- (イ) サーバ及びドメインの使用等に要する経費は、受注者が負担すること。また、サーバーへアクセスするためのインターネット接続環境については受注者において整備すること。
- (ウ) 総務省により策定された「みんなの公共サイト運用ガイドライン」(<https://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/201603/>) の手順に基づき、JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA に準拠すること。

(8) 運用保守業務

① 調達範囲

ア システム保守

- (ア) サーバーの運用
- (イ) 独自ドメイン
- (ウ) ID・パスワードの管理・発行
- (エ) 軽微な修正の対応
- (オ) 利用者からの意見や問い合わせへの対応

② 調達要件

ア 機能

- (ア) (7) ②のシステムに関する要件に付随して必要となる保守。
- (イ) テスト運用期間中に、5店舗程度の複数メニューの情報を作成でき、本運用開始時にウェブサイトに公開されている状態とする。

イ スケジュール

調達システムは、遅くとも令和7年1月31日からテスト運用を開始し、令和7年3月1日から本運用を開始すること。

ウ 体制

- (ア) 障害対応については、受注者において受付窓口を設け、連絡体制を書面で発注者に提出すること。
- (イ) 障害等が発生した場合は、連絡を受けてから電話等で障害状況を確認し、速やかに復旧措置を行うこと。また、障害の発生状況、対応内容等の履歴を記録・管理すること。
- (ウ) システムの不具合による障害が発生した場合は、連絡を受けてから24時間以内に復旧させることを原則とする。
- (エ) 利用者からの意見や問い合わせを受け付けた場合、発注者と協議の上、受注者から利用者あてに回答を行うこと。
- (オ) 発注者等からの緊急時の電話受付は午前9時00分から午後5時45分を目安とする。

5 報告書等

- (1) 業務実績報告書（業務が完了したときは、業務完了届に添付して提出すること。）
- (2) 障害対応報告書（対応後、速やかに提出すること。）

6 納入

(1) 納入期限

令和7年1月31日までに両ウェブサイト構築すること。また、両ウェブサイト公開後も、本契約終了日の令和7年3月31日まで、順次内容を拡充するなど段階的に両ウェブサイトを更新すること。

(2) 納入物品

- ① 両ウェブサイトにあるすべての情報、機能、言語及びコンテンツ等
- ② メニューの電子データ
- ③ 「両ウェブサイト」システムの設計書及びシステム解説書（操作マニュアル）
- ④ 普及啓発用操作マニュアル及び電子データ
- ⑤ その他調査で使用した資料等
- ⑥ 食材ピクトグラム等の図表資料及び電子データ
- ⑦ 翻訳したメニュー一覧（対訳表）資料
- ⑧ 開発プログラム／データ一式
- ⑨ 運用手順書（情報セキュリティ実施手順）
- ⑩ その他（委託業務により作成したものすべて）

※納品されるすべての成果品は、ウイルスチェック済みであること。

※開発プログラム／データは、システムが稼働するために必要となるすべてのプログラムとデータを含めて、CD-ROMなどの発注者が指定する媒体に格納して提出すること。

(3) 納入場所

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
電話：0857-26-7807 FAX：0857-21-0609

(4) 納入後

成果品の引き渡し完了の日から1年間は、成果品に係る瑕疵に対して無償で保守等の対応を行うこと。

7 その他留意事項

- (1) 本業務を達成するために必要な一切の費用は、受注者の負担とする。
- (2) 権利義務の譲渡等の禁止
受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
- (3) 資料提供
 - ① 受注者から発注者に対し、本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、発注者

- と受注者が協議の上、発注者は受注者に対し、無償でこれらの提供を行う。
- ② 受注者は、発注者から提供された本業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。
 - ③ 受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行う。
 - ④ 発注者及び受注者は、①から③における資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行う。
- (4) 業務の一括再委託の禁止
- 受注者は、業務を一括して第三者に委託すること、又は請け負わせることはできない。
- ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、発注者と協議の上、業務の一部委託することができる。
- (5) 守秘義務及び受託者の責任
- 受注者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らし、又は本業務の履行のため以外の目的に使用してはならない。また、契約期間が終了した後であっても同様とする。万が一、受注者の責に帰す情報漏えいが発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者が自己の責任において処理しなければならない。
- (6) 受注者は、本業務に必要な情報等について、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (7) 特許権等の使用
- 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、受注者がその使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、本仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。
- (8) 著作権等
- ① 成果物については、原則として発注者の業務の実施、運営、広報等のために必要な範囲内で複製し、もしくは翻案、変形、改変その他の修正をすること。または発注者の委託した第三者をして複製させ、もしくは翻案、変形、改変その他の修正をさせることができるものとする。
 - ② 受注者は、当該委託業務の成果物（開発プログラム及びデータ含む）及び成果物に係る著作権を、各成果物等の引き渡し時に、発注者に譲渡するものとする。ただし、譲渡する以外に有効な手法がある場合は、適宜提案すること。なお、使用に際して条件や制限があるものについては、その都度両者で別途協議するものとする。
 - ③ 発注者が②で譲渡を受ける権利には、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利も含むものとする。
 - ④ 発注者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- (9) 調査等
- 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の処理状況について、調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。
- (10) 仕様書と業務内容が一致しない場合の修補義務
- 受注者は、業務の履行内容が仕様書又は発注者、受注者協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。
- (11) 事故等発生時の対応義務
- ① 受注者は、事故等の発生により委託業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。
 - ② ①の場合において、受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

(12) 一般的損害

業務を行うにつき生じた損害（(13) ①又は②に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(13) 第三者に及ぼした損害

- ① 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
- ② ①の規定にかかわらず、①に規定する賠償額のうち、発注者のみの責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。
- ③ ①及び②の場合、その他業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者、受注者が協力してその処理解決に当たる。

(14) 責任の制限

発注者、受注者双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの業務による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は、当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は、当該部分について委託料の支払義務を免れる。

(15) 完了届、実績報告書の提出及び検査

- ① 受注者は、業務を完了したときは、業務完了後 2 週間以内又は令和 7 年 3 月 31 日までのいずれか早い日までに業務完了届及び 5（1）の事業実績報告書を発注者に提出しなければならない。
- ② 発注者は、①の完了届を受理したときは、その日から 10 日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。
- ③ 発注者は、②の規定に基づき検査を行った結果、業務を合格と認めたときは、その旨を受注者に通知しなければならない。
- ④ 受注者は、②の規定に基づく検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。
- ⑤ ②及び③の規定は、④の再検査の場合において準用する。

(16) 委託料の支払い

- ① 受注者は、委託料を請求する場合は、(15) ②（(15) ⑤）において準用する場合を含む。）の検査合格後に行うものとする。
- ② 発注者は、(15) ②（(15) ⑤）において準用する場合を含む。）の検査を行った結果、委託業務を合格と認めたときは、その日から 30 日以内に委託料を受注者に支払う。
- ③ 発注者が正当な理由なく②に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

(17) 業務の継続が困難となった場合の措置

契約期間中において、受注者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

① 受注者の責に帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合

発注者は契約の取り消しをすることができる。この場合、発注者に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受注者が円滑かつ支障なく本事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

② その他の事由により、業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、発注者及び受託者双方の責に帰することができない事由により、本業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することにより、契約を解除できるものとする。なお、委託期間終了、もしくは契約の取消しなどにより、次期受注者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

(18) 追完請求権

- ① 発注者は、納入物の引渡しを受けた後において、当該納入物が本契約書及び本仕様書で定める内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により納入物の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求ことができ、受注者は、当該追完を行うものとする。

- ② 発注者は、当該契約不適合（受注者の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、受注者に対して損害賠償を請求することができる。
- ③ ①及び②の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。
- (19) 任意解除
- ① 発注者は、(20)又(21)の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- ② 発注者は、①の規定により契約を解除する場合、契約解除の1ヶ月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。
- (20) 催告による解除
- ① 発注者は、受注者が次のアからエのいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- ア 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。
- イ 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を契約期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
- ウ 正当な理由なく、(18)の履行の追完がなされないとき。
- エ アからウに掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- ② 受注者は、①の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として契約総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。
- (21) 催告によらない解除
- ① 発注者は、受注者が次のアからクまでのいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- ア 本業務の履行不能が明らかであるとき。
- イ 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- ウ 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- エ 納入期限までに、受注者がシステムの納入をしないでその時期を経過したとき。
- オ アからエまでに掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が(20)①の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- カ 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ク 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
- (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
- (イ) 暴力団員を雇用すること。
- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金融、物品その他財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであることを知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- ② 受注者は、①の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として契約総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。
- (22) 解除の制限
- (20) ①アからエまで及び(21) ①アからオまでの規定に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、(20)及び(21)の規定による契約の解除をすることができない。
- (23) 賠償の予定
- 受注者が(21) ①カに該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として契約総額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。
- (24) 専属的合意管轄裁判所
- 本業務に係る訴訟の提起又は調停(発注者、受注者協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。
- (25) 個人情報保護
- 受注者は、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。
- (26) その他
- ① 受注者は、発注者と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
 - ② 受注者は、本事業の実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに県に報告して協議を行い、その指示を受けること。
 - ③ この仕様書に規定するもののほか、実施にあたり疑義が生じた場合は、県と受託者双方で協議の上決定する。
 - ④ 本仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
 - ⑤ 完成するまでの過程において、緊密に状況を報告するとともに、随時作品を確認し、修正を行うこと。
 - ⑥ ネイティブチェック体制を明確にし、単に誤字・脱字がないレベルではなく、原文の意図が現地で違和感なく伝わる内容で発信できる体制を構築すること。
 - ⑦ 本事業の目的に照らし合わせて、新たに盛り込むべきと考えられる独自の手法等があれば、適宜提案すること。

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。
2 前項ただし書の場合、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複製し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）する

ものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

(注1) 甲は鳥取県、乙は受注者をいう。